

# 実地検査指導事項票【業務管理体制】

検査日：令和 年( ) 月 日( )

法人等名称名称：

事業所名称：

検査員所属：八王子市 福祉部 指導監査課 介護・高齢担当

検査員氏名：

## 【注意事項】

- この指導事項票は、事業者が整備すべき業務管理体制（法令遵守等）の主な項目を記載しており、検査員が検査当日に整備体制が適正に整備されていないと認めた指導事項について、施設の方と、相互にその内容を確認するためのものです。
- 下表の指導事項欄にチェックした項目が、遵守されていないと認めた指導事項です。
- 後日通知する「検査結果」により、文書で改善を指示しなかった事項が、口頭での指導事項に該当します。この口頭指導での指導事項においても改善を図ってください。
- 今後の精査・確認等により、後日、この指導事項票を差し替えることがあります。

指導事項	検査項目	確認欄	備考
業務管理体制の整備・運用状況			
	1 法令遵守責任者を選任しているか。		
	・法令遵守責任者の役割を説明できるか。		
	・法令遵守責任者の業務内容を説明できるか。		
	2 法令遵守マニュアルを整備しているか。※1		
	※1 指定等を受けている事業所数が20以上の介護サービス事業者		
	・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容を説明できるか。		
	3 法令遵守に係る監査を実施しているか。※2		
	※2 指定等を受けている事業所数が100以上の介護サービス事業者		
	・業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容を説明できるか。		
	〔その他指導事項等〕		
〔助言事項等〕			